

後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

8月から保険証が変わります

■新しい保険証は薄紫色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。

8月1日からお使いいただく新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証(オレンジ色)は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。(返却は不要です)

※簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。

■点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、6月23日(金)までにご連絡をお願いします。

保険料について ～保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります～

■保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和4年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

$$\boxed{\text{1年間の保険料}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 53,417 \text{円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ (\text{前年所得} - 43 \text{万円}) \times 10.34\% \end{array}}$$

※所得の少ない方は、世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて保険料が軽減されます。

■保険料の納め方

○特別徴収(年金からの天引き)となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収(納付書または口座振替での納付)となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。(口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります)

■お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収(年金からのお支払い)の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替(金融機関口座からのお支払い)へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書(お客様控)」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。(口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません)

口座振替は後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からもでき、口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人(支払った家族など)に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。